

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

- ・取引先との連携において、事業承継や成長戦略に関する情報提供・相談対応を行い、円滑な事業継続に資する支援を行います。
- ・取引先の業務効率化や多様な働き方の実現に向けて、テレワークや IT ツール導入に関する助言・ノウハウ共有を行い、生産性向上に貢献します。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

#### ・取引条件のしわ寄せ防止

一方的なコスト削減要請や、合理性を欠く取引条件の変更を行いません。

#### ・適正な価格交渉の実施

原材料費・人件費・エネルギーコスト等の変動を踏まえ、誠実かつ協議に基づいた価格交渉を行います。

#### ・支払条件の適正化

製造委託等代金の支払については、可能な限り現金払いを基本とし、支払条件の改善に努めます。

#### ・知的財産・ノウハウの尊重

取引を通じて知り得た技術情報やノウハウについては、適切に管理し、相手方の権利を尊重します。

#### ・働き方改革・生産性向上への配慮

取引先の業務効率化や負担軽減につながるよう、納期設定や業務依頼方法に配慮します

## その他（任意記載）

2026年1月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

<u>株式会社 Greve.t</u>	<u>代表取締役 吉岡 秀之</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

### （備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。